

意見案第4号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」
など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議
会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和3年9月14日

提出者	富良野市議会議員	松下 寿美枝
賛成者	同	天日 公子
同	同	関野 常勝
同	同	大西 三奈子
同	同	小林 裕幸
同	同	大栗 民江
同	同	宮田 均
同	同	家入 茂

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」 など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が 2006 年に 1/2 から 1/3 に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現することとなったが、中学・高校については「検討」にとどまっている。さらに、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増となっていない。早急に「30 人以下学級」を実現していくことが必要である。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は、対象者が限定されていることから、有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により「新しい生活様式」が求められ、学校においてもその取り組みが推奨されている。しかし、学校編制基準など現在の子どもたちを取り巻く学校教育環境は、それらを想定したものではなく、心身ともに健康で、安心できる学校生活をおくれるよう「新しい生活様式」による教育諸条件を整備することが急務である。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現に向けて、以下の項目について充実を図るよう要請する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とし、また、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。当面は、義務教育国庫負担金の負担率を 1/2 に復元すること。

2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大をすすめること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保・拡充を図ること。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。
5. 新型コロナウイルス感染症対策のための、学校における「新しい生活様式」に伴う条件整備に必要な予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月22日

富良野市議会